

令和5年度 第1回子ども・子育て会議 次第

令和5年10月2日（月）

午後2時から

北本市庁舎3階 委員会室2

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 令和6年度利用調整基準の整理について
- (2) 第三期子ども・子育て支援ニーズ調査の仕様について
- (3) 幼稚園型認定こども園への移行希望園について
- (4) 小規模保育施設の新規申請について

4 そ の 他

5 閉 会

【配布資料】

- ・資料1 令和6年度北本市保育施設利用調整表（案）
- ・資料2 北本市子ども・子育て支援計画作成に係るニーズ調査委託仕様書（案）
- ・資料3 幼稚園型認定こども園移行依頼（3-1, 3-2）
- ・資料4 小規模保育施設の新規申請の概要

令和 6 年度 北本市 保育施設 利用調整指数表 (案)

※指数表による決定は次の順番で、区分別に実施します。

- 1 継続利用が困難な施設の児童
- 2 要保護児童
- 3 市内認可保育施設に就業する保育士の児童
- 4 障害児の一部
- 5 その他

※保護者に保育の必要な事由が2つ以上ある場合は、原則として指数の高い類型により決定します。

■ 利用指数表

類 型		細 目 状 況		父	母	備考
1	就労 就学・技能習得 求職（内定）	月間就労・就 学時間（休憩時 間を含み、残業、 通勤時間を除く）	160 時間以上	20	20	
			140 時間以上 160 時間未満	19	19	
			120 時間以上 140 時間未満	18	18	
			100 時間以上 120 時間未満	17	17	
			80 時間以上 100 時間未満	16	16	
			64 時間以上 80 時間未満	15	15	
		求職（内定）	上記の該当時間より減算	-6	-6	
2	不存在等	死亡・離別・行方不明・拘禁・DV（証明書がある場合）		20	20	
3	妊娠・出産	産前6週間の属する月から、産後8週間の翌日の属する月まで			16	
4	疾病・負傷	入 院	概ね1ヶ月以上（予定も含む）	20	20	
		居 宅	常時病臥している	20	20	
			精神性・感染性疾病	20	20	
			常時安静を要する	16	16	
			一般療養中	10	10	
5	障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦～B、 精神障害者保健福祉手帳1～3級		20	20	
		身体障害者手帳3級、療育手帳C		16	16	
		身体障害者手帳4級		10	10	
6	同居親族等の 介護・看護	自 宅	重度心身障害者等の介護	20	20	
		通院・通所	月間48時間以上の付き添い	16	16	
		入院・入所	月間48時間以上の付き添い	12	12	
		その他の看護・介護		10	10	
7	災害・復旧	震災・風水害・火災等による家屋の損傷、 その他災害復旧に当たっている		20	20	
8	求職（未定）	求職のため、昼間の外出を常態としている		8	8	
9	就学・技能習得	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通っている		1に準じる		
10	その他	上記項目に該当しないものの、明らかに保育に当たれない		事情を勘案		

利用指数

※市外在住者に関しては、施設の空き状況及び申請状況等を考慮しての受付となります。

■ 同一指数の場合の優先順位

1	北本市在住（転入予定を含む。）
2	両親不存在
3	きょうだい利用中
4	ひとり親
5	利用者負担（保育料）の滞納がない
6	利用指数が高い
7	①災害 ②疾病・負傷・障害 ③家庭外労働 ④介護 ⑤家庭内労働 ⑥採用予定 ⑦就学 ⑧出産 ⑨求職中の順
8	養育している就学前児童の人数が多い
9	利用者負担額算定年度市民税所得割額（住宅ローン等控除前）が低い（同額の場合は収入の低い世帯が優先）

■ 調整指数表

	状 況		指 数	備 考
加 算 項 目	家庭状況	母子・父子世帯又はこれに準ずる世帯	5	
		生活保護法適用	2	
		単身赴任	2	
	就労状況	産休・育休明け	1	
		通勤時間片道 30 分(往復 60 分)あたり 1 点加算	父 母	
		主たる稼働者が解雇・倒産等で、早急に就労を要する	4	
	きょうだいの 状況 (いずれか一つ)	市内在住できょうだいが利用している施設への転園希望	10	
		希望施設にきょうだいが利用中の園が含まれる	6	
		市内在住で希望施設にきょうだいが利用中の施設が含まれない	2	
		市内在住できょうだい同時利用希望（転園を含む）	2	
減 算 項 目	児童の状況	申込児童を認可外保育施設等に有償で預けている (直系親族に預けている場合は除く)	1	
	障害	申込児童が 障害又はこれに類すると認められる (診断書又は手帳の写し添付等)	4	
		申込児童のきょうだいが	3	
		類型が障害以外の保護者で、基準表に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している	1	
	市 外 在 住 者 (継続・転入予 定者は除外)	利用開始希望月が 4 月から 9 月	-5	
		利用開始希望月が 10 月から 3 月	-3	
		児童のクラス年齢が 0 歳から 3 歳	-2	
	就労状況	育休延長が可能であり、入所の優先順位を下げた育休を延長してもよい	-20	
		就労形態が夜間勤務のみ	-3	
	利用者負担 (保育料)滞納	利用者負担（保育料）の滞納がある	-5	
		利用者負担（保育料）等の滞納が高額であり、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られない等	滞納月 数×-2	

※保護者からの申請に基づき必要な書類の提出がある場合に適用されます。

調整指数

児童氏名（ ）（ ・ ・ 生）

指数合計	
通勤時間計	分

令和５年度北本市保育施設利用調整指数表

※指数表による決定は次の順番で、区分別に実施します。

- 1 継続利用が困難な施設の児童
- 2 要保護児童
- 3 市内認可保育施設に就業する保育士の児童
- 4 障害児の一部
- 5 その他

※保護者に保育の必要な事由が２つ以上ある場合は、原則として指数の高い類型により決定します。

■ 利用指数表

類 型		細 目 状 況		父	母	備考
1	就労 就学・技能習得 求職（内定）	月間就労・就学時間（休憩時間を含み、残業、通勤時間を除く）	160 時間以上	20	20	
			140 時間以上 160 時間未満	19	19	
			120 時間以上 140 時間未満	18	18	
			100 時間以上 120 時間未満	17	17	
			80 時間以上 100 時間未満	16	16	
			64 時間以上 80 時間未満	15	15	
		求職（内定）	上記の該当時間より減算	-6	-6	
		家庭内労働—上記の該当時間より減算		-4	-4	
2	不存在等	死亡・離別・行方不明・拘禁・DV（証明書がある場合）		20	20	
3	妊娠・出産	産前６週間の属する月から、産後８週間の翌日の属する月まで			16	
4	疾病・負傷	入 院	概ね１ヶ月以上（予定も含む）	20	20	
		居 宅	常時病臥している	20	20	
			精神性・感染性疾病	20	20	
			常時安静を要する	16	16	
			一般療養中	10	10	
5	障害	身体障害者手帳１・２級、療育手帳㊦～Ｂ、精神障害者保健福祉手帳１～３級		20	20	
		身体障害者手帳３級、療育手帳Ｃ		16	16	
		身体障害者手帳４級		10	10	
6	同居親族等の 介護・看護	自 宅	重度心身障害者等の介護	20	20	
		通院・通所	月間４８時間以上の付き添い	16	16	
		入院・入所	月間４８時間以上の付き添い	12	12	
		その他の看護・介護		10	10	
7	災害・復旧	震災・風水害・火災等による家屋の損傷、その他災害復旧に当たっている		20	20	
8	求職（未定）	求職のため、昼間の外出を常態としている		8	8	
9	就学・技能習得	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通っている		１に準じる		
10	その他	上記項目に該当しないものの、明らかに保育に当たれない		事情を勘案		

利用指数

■ 同一指数の場合の優先順位

■ 調整指數表

※保護者からの申請に基づき必要な書類の提出がある場合に適用されます。

児童氏名 () (. . 生)

指數合計	
通勤時間計	分

北本市子ども・子育て支援事業計画作成に係る
ニーズ調査業務委託仕様書（案）

1 業務名

北本市子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査業務委託

2 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和6年3月29日までとする。

3 業務の目的

本業務は、令和7年度を始期とする「第3期北本市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計などを実施し、ニーズ調査報告書を作成することを目的とする。

4 業務内容

- (1) ニーズ調査
- (2) 現状の分析と課題の整理
- (3) 北本市子ども・子育て会議への出席と討議結果の反映
- (4) 需要量の推計・目標量の検討

5 委託内容

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

ア．調査対象者及び標本数

- ① 未就学児童の保護者 … 1,000票
- ② 小学校児童の保護者 … 1,000票

※調査票は、①、②について、国の基本方針やモデル調査票案をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえた北本市独自の設問を加えて、新たに設定し、子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定する。

イ．抽出方法及び宛名ラベルの提供

北本市が住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として、抽出

し、宛名ラベルを用意し、出力して受託者に提供する。

ウ. 調査方法

郵送にて配布。回収方法については、郵送、オンラインなど手法は問わない。

※オンライン回答の場合は、同一人による複数回の回答を防止する策を講じること。

調査票及び発送用封筒、返信用封筒の印刷（必要がある場合）、発送用の封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼付、発送及び改修は、受託者が行う（発送・回収に係る経費は受託者が負担する。）回収率は、70%程度を想定している。

エ. 調査期間

令和5年12月

オ. 集計方法

単純集計及び3種類以上のクロス集計を行うこと。

カ. 報告とりまとめの期限

令和6年2月末日

※ただし、令和6年1月末までに集計結果の速報値を「中間報告」として提出する。

キ. 調査結果報告書

集計結果をグラフ化し、分析文を掲載したものを作成する。

報告書は、A4判を3部、データの納品を行う。

(2) 現状の分析と課題の整理

(1)の結果及び第2期北本市子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援に関する現状を分析、その内容に基づき北本市における課題を抽出する。

(3) 北本市子ども・子育て会議への出席と討議結果の反映

事業計画の作成における資料作成、必要な助言を子ども・子育て会議の開催に同席して、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 需要量の推計・目標量の検討

(1)の結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に北本市の資料などから把握するサービス提供や見込み量、北本市の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量の検討を支援する。

(5) 情報収集・提供等

計画策定に係る国、県等の動向について、情報を収集し、提供すること。

6 その他

- (1) ニーズ調査を行うにあたり、国の基本方針に基づいて行うものとする。国の基本方針は国から示され次第、事業者に提示する。
- (2) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
- (3) 本業務で作成された成果物の著作権は、北本市に帰属するものとする。
- (4) プレゼンテーションから本業務完了まで、原則同一の担当者が担当すること。
- (5) この仕様書の定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、協議するものとする。

7 成果品

- (1) ニーズ調査報告資料：A 4 判（紙面及びデータ）
- (2) 調査結果報告書：A 4 判（紙面及びデータ）
- (3) アンケート調査回答（回答分、紙面又はデータ）

幼稚園型認定子ども園移行依頼

学校法人柳瀬学園北本みなみ幼稚園
理事長 柳 瀬 秀 夫

住 所：北本市緑3丁目304番地
施 設 名：学校法人柳瀬学園北本みなみ幼稚園
役職・代表者：理事長 柳 瀬 秀 夫
職 員 数：22名（うち教育・保育従事者13名）
認 可 定 員：315名
施設建物面積：1,154.58㎡
施設敷地面積：7,730㎡
希望施設形態：幼稚園型認定こども園
移 行 時 期：令和7年4月
利 用 定 員：200名（1号認定160名、2・3号認定40名）

<現在のクラス配置>

	2歳	3歳	4歳	5歳
新1号	11	38	39	38
新2号		10	13	17
新3号				

合計 166 名

<移行後のクラス配置（予定）>

	2歳	3歳	4歳	5歳
1号	10	50	50	50
2号		10	10	10
3号	10			

合計 200 名

【施設設備について】

本園は現在満3歳児クラスが1、年少児クラスが3、年中児クラスが3、年長児クラスが3、合計10クラスで運営をしています。

施設には現在、空き教室が3教室あります。認定こども園に移行した場合は空き教室を利用することも可能です。

クラス	利用定員（人）	有効面積（㎡）	国基準（㎡）
2歳児クラス	10人	61.86㎡	19.8㎡
3歳児クラス	70人	198.84㎡	138.6㎡
4歳児クラス	60人	149.13㎡	118.8㎡
5歳児クラス	60人	149.13㎡	118.8㎡

→保育設備基準（国）：1.98㎡/1人

幼稚園型認定子ども園移行依頼

学校法人山田学園北本中央幼稚園
理事長・園長山田正秋

住 所：北本市下石戸 1 - 4 4 9
施 設 名：学校法人山田学園北本中央幼稚園
役職・代表者：理事長・園長山田正秋
職 員 数：25 名（バス運転手 3 名を含む）
認 可 定 員：240 名

現在、正職教諭 11 名、パート教諭 7 名が在職しております。

上記の配置基準に照らし合わせ、職員配置を 2 歳児 1 名、3 歳児 3 名、4 歳児 2 名、5 歳児 2 名、合計 8 名の体制が組めます。

希望施設形態：幼稚園型認定こども園

移 行 時 期：令和 7 年 4 月

利 用 定 員：155 名（1 号認定 135 名、2 号認定 15 名、3 号認定 5 名）

<現在のクラス配置>

	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
新 1 号	12	34	30	35
新 2 号		9	23	18
新 3 号				

合計 161 名

<移行後のクラス配置（予定）>

	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
1 号		32	48	55
2 号		5	5	5
3 号	5			

合計 155 名

【施設設備について】

本園は現在満 3 歳児クラスが 1、年少児クラスが 3、年中児クラスが 3、年長児クラスが 3、合計 10 クラスで運営をしています。

施設には現在、空き教室が 3 教室あります。認定こども園に移行した場合は空き教室を利用することも可能です。

クラス	利用定員（人）	面積（㎡）	国基準（㎡）
2 歳児クラス	5 人	5.5 ㎡	9.9 ㎡
3 歳児クラス	37 人	16.4 ㎡	73.26 ㎡
4 歳児クラス	53 人	11.9 ㎡	104.94 ㎡
5 歳児クラス	60 人	15.9 ㎡	118.8 ㎡

→保育設備基準（国）：1.98 ㎡/1 人

家庭的保育事業等認可申請内容①

(仮) スクルドエンジェル保育園

- 1 所在地 北本市荒井2丁目428番地3
- 2 設置主体 株式会社 アシステンツァ
(神奈川県平塚市天沼9番77-323号)
- 3 設置者の代表氏名 取締役 空 閑 美 紀
(児童福祉法第34条の15第3項を満たしている。※1)
- 4 定員

0歳児	1歳児	2歳児	合計
5人	7人	7人	19人

5 設備構造等

(1)構造 軽量鉄骨造平屋建て(平成27年6月築) 199.70 m²

(2)所有 土地・建物 賃貸

(3)保育面積

種類	室数	面積	調理室：有・無 調理設備：有・無 (乳児室等との区画：有・無) 幼児用便器：有・無 沐浴設備：有・無
	部屋	m ²	
	部屋	m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
計		m ²	

(4)屋外遊戯場 m²

(5)保育従事者数

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	-	
保育士	8人	3人	5人	
栄養士	1人		1人	
調理員	1人	-	1人	
嘱託医	-	2人	2人	

(6)保育日・保育時間

保育提供日：月～土(祝祭日を除く)

休業日：日曜日、年末年始(12/30～1/3 の5日間)

保育時間：保育標準(11時間)7：00～19：00 の範囲内

保育短時間(8時間)9：00～17：00 の範囲内

(7)上乗せ徴収

内容 延長保育料対象時間：18：00～19：00

理由 短時間及び標準時間保育時間内に諸事情によりお迎えが困難な場合

金額 公立保育所と同程度の額の設定予定

家庭的保育事業等認可申請内容②

(仮)北本さくら保育園

- 1 所在地 北本市栄7番地 1-24-102 (ショッピングアーケード内)
- 2 設置主体 株式会社湯浅 (鴻巣市新井296番地3)
- 3 設置者の代表氏名 代表取締役 湯 浅 義 男
(児童福祉法第34条の15第3項を満たしている。※1)
- 4 定員

0歳児	1歳児	2歳児	合計
3人	8人	8人	19人

5 設備構造等

- (1)構造 鉄骨造2階建て (年 月 日築) 142.73 m²
施設所属階: 2階 (事業面積 142.73 m²)

- (2)所有 土地・建物 賃貸

(3)保育面積

	種類	室数	面積	※国基準 (9.90 m ²) (26.40 m ²) (15.84 m ²) 調理室: 有 調理設備: 有 (乳児室等との区画: 有) 幼児用便器: 有 沐浴設備: 有
1F	乳児・ほふく室	1部屋	10.13 m ²	
	1歳児保育室	1部屋	27.13 m ²	
	2歳児保育室	1部屋	16.36 m ²	
	トイレ	1部屋	9.05 m ²	
	キッチン	1部屋	7.95 m ²	
	玄関・ホール・物入	1部屋	26.69 m ²	
2F	事務室	1部屋	8.62 m ²	
	倉庫	1部屋	20.60 m ²	
	更衣室	1部屋	1.88 m ²	
	職員休憩室・医務室	1部屋	11.90 m ²	
	職員用トイレ	1部屋	2.42 m ²	
計		10部屋	142.73 m ²	

- (4)屋外遊戯場 30 m²程度を想定している。

- (5)保育従事者数 7人 (うち有資格者6人)

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	-	
保育士	5人	5人	-	
保育補助	4人	-	4人	
事務職員	1人	-	1人	

(6)保育日・保育時間

保育提供日: 月～土(祝祭日を除く)

休業日: 日曜日、年末年始 (12/29～1/3 の6日間)

保育時間: 保育標準(11時間) 7:00～18:00 の範囲内

保育短時間 (8時間) 8:30～16:30 の範囲内

資料 4

(7)上乗せ徴収

内容 延長保育料対象時間：標準 7：00～8：30、18：00～19：00

短 7：00～8：30、16：00～19：00

理由 短時間及び標準時間保育時間内に諸事情によりお迎えが困難な場合

金額 30 分あたり 250 円とする。

家庭的保育事業等認可申請内容③

(仮)〇の詩保育園

1 所在地 北本市深井5丁目108番地1の一部、108番地8

2 設置主体 学校法人若山学園

(所在地：北本市深井5丁目100番地)

3 設置者の代表氏名 理事長 若 山 清 和

(児童福祉法第34条の15第3項を満たしている。※1)

4 定員

0歳児	1歳児	2歳児	合計
0人	9人	10人	19人

5 設備構造等

(1)構造 木造瓦葺平屋建（令和7年4月新築予定）300㎡

(2)所有 土地・建物 自己所有

(3)保育面積

種類	室数	面積	※国基準
1歳児保育室	1部屋	29.7㎡以上	(29.7㎡)
2歳児保育室	1部屋	19.8㎡以上	(19.8㎡)
	部屋	㎡	調理室：有
	部屋	㎡	調理設備：有
			(乳児室等との区画：有)
			幼児用便器：有
計	部屋	㎡	沐浴設備：有

(4)屋外遊戯場 50㎡程度を想定している。

(5)保育従事者数 ※既存の小規模保育施設と同程度の配置を予定

職種	人数	常勤	非常勤	備考
園長	人	人	人	
保育士	人	人	人	
保育補助	人	人	人	
事務職員	人	人	人	

(6)保育日・保育時間

保育提供日：月～土(祝祭日を除く)

休業日：日曜日、年末年始(12/29～1/3の6日間)

保育時間：保育標準(11時間)7:00～18:00の範囲内

保育短時間(8時間)8:30～16:30の範囲内

(7)上乗せ徴収

内容 延長保育料対象時間：標準7:00～8:30、18:00～19:00

短 7:00～8:30、16:00～19:00

理由 短時間及び標準時間保育時間内に諸事情によりお迎えが困難な場合

金額 30分あたり250円とする。

※1 児童福祉法第34条の15第3項

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- 3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
 - (2) 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。
 - (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請

資料 4

者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第4号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

資料 4

- 6 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- 7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。